

〔関連法令：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）〕

はじめに

学校は、授業や行事、部活動など様々な教育活動を通して生徒個々の成長を図る場である。そのためには、生徒にとって安全・安心の場でなくてはならない。「いじめをしない、させない、許さない」学校をつくることは学校の責務である。「希望の登校・満足の下校」を実現させるためには生徒と教師、生徒相互の人間関係をより良いものになるように教育活動を推進していくことが大切である。八千代台西中学校の4本柱である「挨拶」「歌声」「清掃」「部活動」の充実を目指し、教師と生徒が一丸となって取り組み、地域に信頼される学校づくりを推進する。

また、いじめが起きた場合の対処を明確にして、早期発見・早期対応に努め「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりを学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

これらを踏まえ、本校いじめ防止基本方針は、生徒代表や保護者会代表、学校評議員の意見聴取を参考に、全教職員共通理解の下、策定する。

1 基本理念について

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では、すべての生徒が、学校の内外でいじめを行わず、又他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止対策を行う。

いじめは人として許されない行為である。いじめほどの学校でもどの生徒にも起こりうるものであるという認識を持ち、学校、家庭、地域社会、関係機関が一体となって、組織的・計画的・継続的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものとする。

(2) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

学校及び学校の職員は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。また対処に当たっては、正確かつ丁寧な情報提供を行う。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織名称と構成員、対応内容

①日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導部会

構成員：教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭

対応内容：情報収集と情報交換、教職員の共通理解事項の確認、早期発見に向けた取組、本基本方針に基づく実行・検証・改善など。

②いじめの疑いに係る情報があった時の緊急の組織

組織名称：いじめ防止対策委員会

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー、必要に応じて保護者代表、学校評議員、主任児童委員

対応内容：事実確認、情報の共有化、指導・支援の対応方針決定、生徒への指導・支援、保護者への支援、助言、関係機関との連携など。

※重大事態発生時は、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員などの専門的な知識を有する者及びPTA会長等、校長が必要と判断した者を加えることができる。

(2) 教職員以外の構成員

①心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)

・本校配置スクールカウンセラーを活用する。

②福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)

③地域の実情を把握している者(民生児童委員)

※重大事案には、必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV(スクールカウンセラースーパーバイザー)の派遣を要請する。また、状況により市教委と相談し派遣を要請する。

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

①生徒

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を年間を通じて行う。
- ・学校全体で暴力や暴言を排除するため、学級活動や学年集会、全校集会を利用し、周知する。
- ・次の態様はいじめであることを周知する。
 - 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言う。
 - 仲間はずれ、集団による無視。
 - わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする。
 - 金品をたかる、隠す、盗む、壊す、捨てる。
 - 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせる。
 - パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする。
- ・必要に応じて、いじめ防止対策推進法第四条を紹介する。

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

②保護者

- ・年度当初の学校経営方針を説明する場等において、いじめ予防の方策や相談体制、対処の体制について紹介する。
- ・年度当初の学級懇談会等において、いじめを受けた生徒の変化の特徴などを紹介する。また、学校以外の相談窓口等について紹介する。
- ・必要に応じて、f 第九条を紹介する。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

③地域、その他

- ・学校ホームページ等を通じて、学校や家庭で未然防止や早期発見等の取り組みについて紹介する。
- ・学校ホームページ等を通じて、学校以外におけるいじめの疑いのある場合の通報等の協力をお願いする。
- ・PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

(2) 教職員について

① 日常の留意事項

- ・教職員が最大の教育環境であることの自覚を持つ。
- ・すべての生徒を公平に、愛情を持って接するように心がける。
- ・教職員と生徒の間での呼称や話し言葉に敏感になる。
- ・正しいことと悪いことの区別をする。

② 研修

- ・校内研修計画に、いじめに関する次の内容を位置づける。

○未然防止, 早期発見, 教育相談, 情報モラル

③ 不祥事防止等

- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長する可能性があることを認識して指導にあたる。
- ・校長, 教頭は, 部活動中の生徒の様子について, 適宜巡回し把握する。また, 運動部最後の大会前等には体罰防止研修を行う。

(3) 学習指導全般について【各教科, 領域】

- ・年度当初の校内研修で, 共通する授業規律等について共通理解する。
- ・各教科部会において, 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」について共通理解する。
- ・各教科部会において, 一人一人に自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫について協議し, 実践する。
- ・言語活動充実の視点からも, 仲間とともに協力して学習する場面などを学習内容に応じて適切に設定する。

(4) 道徳教育等について

① 「特別の教科道徳」の授業について

- ・県道徳教育推進のための基本的な方針に則り, 「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え, 議論する道徳」を意識した道徳教育の充実を図る。
- ・指導略案等を分担して作成し, 道徳の授業の確実な実施を図る。
- ・道徳の授業公開を実施する。

② 情報モラル指導について

- ・外部から講師を招聘し, 講演会等を実施する。

(5) 生徒会活動等について

① 生徒会活動

- ・人権デー (12/10) や人権週間の時期を活用した集会等を行う。

②子どもサミットの地域活動等について

- ・目的に向かって活動するなかで自主性を育てる。また、他校児童生徒や地域の方とのかかわりから、仲間づくりやよりよい人間関係づくりを学ぶことができるようにする。

(6) 部活動, その他の活動について

①部活動等指導

- ・教育活動の一環であることを全教職員（部活動指導員含む）が共通理解して指導にあたる。
- ・生徒同士のよりよい人間関係づくりの視点をもって指導にあたる。
- ・年度当初の顧問会議において、時期に応じた指導の狙いを明確にすることや指導にあたっての共通ルールを確認する。
- ・勝利至上主義の指導者等により、生徒に不要なストレスを与えることがないように十分留意して指導にあたる。
- ・部長会や委員会活動等において、円滑な人間関係が築けているかを教職員が把握し、指導、支援にあたる。

②その他

- ・校内行事等の準備活動では、生徒のよりよい人間関係づくりの視点を持って指導にあたる。

(7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- 発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- 震災により被災した児童等又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 感染症に係るいじめも懸念されることから、差別や偏見などに留意し、適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については、教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い、個人情報取り扱いを慎重に行う。また、感染児童等への心のケアを適切に行い、感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。また、ワクチン接種に関しても、ワクチンを受ける又は受けないことによって、差別等の不当な扱いによるいじめが発生しないよう継続的な指導を行う。

(8) 配付端末（PC・タブレット等）について

- ・一人一台配付されている端末は、正しい使い方をしないとトラブルの原因になったり、気づかないうちにいじめの加害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする危険もあることから、適切な利用に向けてチェックリスト等を使い継続的な指導を行う。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

①国等による緊急調査等；未定(指示に従って実施)

※例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施

②千葉県教育委員会による調査；未定(指示に従って実施)

※緊急調査を実施する場合有り

③八千代市教育委員会主体の調査について

ア 目的 いじめの早期発見

イ 期日 6月頃

ウ 方法 生徒対象 質問紙による

質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員

エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出 6月下旬

重大事態と判断される場合は直ちに報告

オ 対応 項目6（いじめを認知した場合の対応について），7（指導について），

8（重大事態への対処について）に則り速やかに対応

※緊急調査を実施する場合有り

④学校主体の調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 第1回 5月頃
第2回 9月頃
第3回 1月頃
- ウ 方法 生徒対象 学校独自質問紙による
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応

(2) 面談等による調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 第1回 5月頃
第2回 9月頃
第3回 1月頃
- ウ 方法 生徒対象
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

- ・登下校の様子については、学級担任以外の管理職, 学年副担任あるいは部活動顧問等で観察する。とくに、ぎりぎりの登校が目立つ場合などは留意する。
- ・学級担任は、朝の健康観察では表情や体調不良の頻繁な訴え等に留意する。
- ・教科担任は、授業中のグループ活動時の人間関係を注意深く観察する。気になる点が見られた場合には、必ず学級担任及び当該学年主任に報告する。
- ・授業開始時の雰囲気や一人で遅れて教室に入ってくる生徒などに留意する。
- ・授業中のグループ活動時の様子や正しい発言に対する冷やかしなどに留意する。また適切に指導する。
- ・学級担任は、給食時の人間関係を注意深く観察する。また、人気のあるメニューを譲っていたり、人気のないメニューが多く盛られたりしていないかなどに留意する。
(おかわりの仕方, ルールの徹底が大切)
- ・清掃時には、担当場所の教職員が人間関係を注意深く観察する。とくに、みんなが嫌がる場所を一人で清掃している場合などは留意する。
- ・休憩時間や帰りの会后から部活動開始の間等は、トイレや空き教室, 階段の踊り場など、できるだけ死角をつくらぬような教職員の動線, 人的配置を行う。
- ・言葉の荒れや服の汚れに留意する。
- ・用がないのに保健室や職員室などへ行ったり, 階段などをふらふらしていたりする生徒に留意する。
- ・学級担任は、退勤前に教室の整理, 観察を行う。副担任は、使用している空き教室やトイレに注意を払う。
- ・校長, 教頭は、教職員からの報告を待つだけでなく、自らも生徒の人間関係などの情報を集めるよう努める。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・子どもの様子で気になることがあった場合には些細なことであっても学級担任まで連絡を入れてほしいこと，逆に学校からも気になることは連絡すること等の協力体制について依頼する。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談，通報してきた生徒には，仕事の手を止めて誠実に対応することを心がける。

②学校以外

- ・年度当初，全生徒へ，SOS カード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また，次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を，生徒と保護者に周知する。

「おもな相談窓口（緊急）」

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

「おもな相談窓口（一般）」

機 関 名	電話	(休業日等詳細はHPでご確認下さい) 相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話(月～金)9:00～16:00
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	(特別支援教育の指導、学習・生徒指導相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市青少年センター	047-483-2842	(青少年の非行に関する相談) 電話(月～金)9:00～16:00
八千代市適応支援センター	047-486-1019	(適応支援相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	(子どもの総合相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	(教育上の様々な悩み等について) 電話(月～金)9:00～17:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話 24時間受付 面接(月～金)8:30～16:30 要予約
千葉中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30～20:00

千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話(月～金)8:30～17:00
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用SOS E-mail有り

(2) 相談・通報に関する指導について

- ・年度当初の全校集会, 学年集会, 学級活動において, 相談することや通報することは適切な行為であることを周知する。
- ・年度当初の全校集会, 学年集会, 学級活動において, いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」にふれて具体的に説明する。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者(通報を受けた者)は, 事実確認が十分でなくとも報告する。

発見者(通報を受けた者)→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

※上記は原則のため, 状況に応じて変更する。

(2) 対応について

①認知の判断

いじめ防止対策委員会が, いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。ただし, 判断材料が不足している場合には, 関係者の協力のもと, 事実関係の把握を行う。

※重大事態の基準については, 別項8を参照する。

②認知後の対応

- ・組織を中心に, 対応の方針を決定する。
- ・いじめを受けた生徒の心情を理解した具体的な対応をする。
- ・いじめを行った生徒や周辺の生徒等への聞き取り調査を適切に行う。
- ・いじめを行った生徒が, いじめを受けた生徒や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた生徒の保護者へは, できるだけ早い段階で事実を伝える, また調査結果やいじめを行った生徒等への指導についての情報提供を行う。
- ・いじめを行った生徒の保護者への事実の通知も, できるだけ早い段階で行う。
- ・インターネット上のいじめに対しては, 不適切な書き込み等, 被害の拡大を防ぐため, 直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるよう求める。また必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお, いじめを受けた生徒の生命, 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに八千代警察署に通報し援助を求める。
- ・組織を中心に, 再発防止策を協議する。

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する）。
- ・いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該生徒への不登校対策の充実に取り組んでいく。
- ・早期に警察等への相談、通報が必要となる場合があることを全教職員が認識する。

※いじめが抵触する可能性がある刑罰法規則

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ○不同意わいせつ罪（刑法第176条） | ○傷害罪（刑法第204条） |
| ○暴行罪（刑法第208条） | ○強要罪（刑法第223条） |
| ○窃盗罪（刑法第235条） | ○恐喝罪（刑法第249条） |
| ○器物損壊等罪（刑法第261条） | ○脅迫罪（刑法第222条） |
| ○侮辱罪（刑法第231条） | ○名誉毀損罪（刑法第230条） など |

(3) いじめの解消の定義

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

【いじめが解消している状態】（国基本方針より）

① いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

7 指導について

(1) いじめを受けた生徒へのケア・保護者への支援について

- ・いじめを受けた生徒の安全を確保すると共に、守り通すことを伝え不安を除去する。

- ・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人、スクールカウンセラー、主任児童委員など）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめを受けた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- ・つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問等を行い、保護者への事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。

(2) いじめを行った生徒への指導・保護者への助言について

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ。
- ・つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問を行い、保護者への事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。
- ・いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けるように留意する。
- ・必要に応じて、別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・必要に応じて、八千代警察署生活安全課等と連携して対応にあたる。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど、いじめに同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・必要に応じて集会などを開き、不要なうわさ話などが広がらないように指導する。

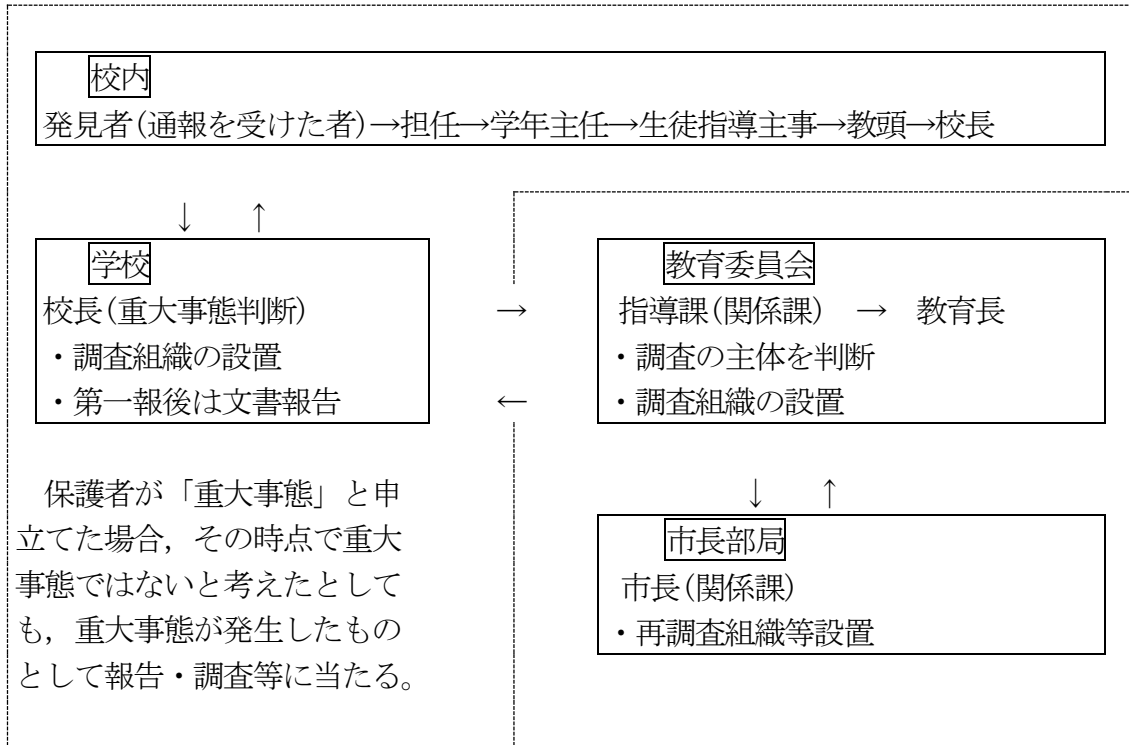
8 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり。

(3) 対処について

①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、生徒への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、被害生徒の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(改定版)平成26年7月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を参考にする。

②教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会の調査組織が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 公表, 点検, 評価等について

(1) 公表について

学校ホームページへ本基本方針概要掲載 4月

※本基本方針の詳細について, 保護者や地域から開示の要望があった場合, 校長の判断により公表する。

(2) 点検について

設置した組織において, いじめに関する調査・分析を行い, 本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査(生徒指導部会)

・各項目についての実施状況及び運用上の不都合な点等の調査及び改善

2月

(3) 評価について

①学校評価

・いじめ防止等のための取組状況について日常の児童等理解や教育相談体制, いじめの未然防止や早期発見の取組, いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応について質問を加えて実施する。 12月頃

②学校評議委員会

・本基本方針運用状況について意見聴取する。 評議委員会開催時

③ 教育委員会報告

・評価内容を市教委へ報告する。 2月頃

(4) 改訂について

本基本方針は, 国や県, 市の基本方針との整合性を図り, いじめ防止等のために, より実効的に取り組めるよう年度ごとに見直しを行い, 必要に応じて改訂する。